

## 健康長寿日本一ウォーキングチャレンジスタンプラリー設置助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、各地域のウォーキングイベントと連携した取組みを行い、スタンプラリーを実施することでイベントへの参加を促すため、ウォーキングイベントを県内で運営する者（以下「交付対象者」という。）に対し、健康長寿日本一ウォーキングチャレンジスタンプラリー設置助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象イベントの範囲)

第2条 助成金の交付の対象となるイベントは、一般県民が参加可能で、距離又はコースをあらかじめ定めて開催する県内におけるイベントとし、次のいずれかに該当するイベントについては、助成金の交付の対象としない。

- (1) 参加対象を地域住民に限定したもの
- (2) 長期間に渡り歩数合計を競わせるもの
- (3) その他目的が当該助成金の趣旨にそぐわないもの

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、50,000円の範囲内で交付対象者が必要とする額とする。

### (交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする交付対象者は、令和5年5月31日までに、次に掲げる書類をやまがた健康フェア実行委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。なお、申請に当たっては、交付対象者1団体につき1回限りとする。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約・同意書（様式第2号）
- (3) イベントの概要が分かるチラシ、パンフレット等の写し
- (4) 助成金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し

### (交付の決定)

第5条 委員長は、助成金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。

### (決定の通知)

第6条 委員長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を助成金の交付の申請をした交付対象者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定は、助成金の額の確定を兼ねるものとする。

### (助成金の支払)

第7条 委員長は、第5条の交付の決定後速やかに、交付対象者に助成金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第8条 委員長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 助成金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(助成金の返還)

第9条 委員長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の提出)

第10条 この助成金に関して委員長に提出する書類は、正本1部とし、提出先は、山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

やまがた健康フェア実行委員長 殿

所在地

市町村又は  
団体の名称代表者の  
役職名・氏名

(注) 押印不要

## 健康長寿日本一ウォーキングチャレンジスタンプラリー設置助成金交付申請書

健康長寿日本一ウォーキングチャレンジスタンプラリー設置助成金交付要綱に基づく助成金を下記のとおり交付されるよう、同交付要綱第4条の規定により関係書類を添付して申請します。

## 記

## 1 交付対象イベント内容

ウォーキングイベント名 (複数開催する場合、代表的なイベントを1つ記入)	イベント開催日	参加対象者
		<input type="checkbox"/> 県民なら誰でも参加可能

※イベントの概要が分かる資料を添付してください。

## 2 申請額

助成金 (上限50,000円)

## 3 振込先口座 (申請者名義のものに限る。)

金融機関名		口座種別 ( <input type="checkbox"/> をクリック)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他
店名		口座番号	
カタカナ名義			

(注) 「カタカナ名義」は、通帳に表記されているもの (例: イヤマガカ) を御記入ください。

## 4 連絡先

所属部署			
担当者	職名		氏名
電話番号	- -		
電子メールアドレス	@		

(注) 委員会からの連絡、確認、照会等は原則として電子メールを使用しますので、電子メールアドレスは必ず御記入ください。

様式第2号

誓約・同意書

私は、健康長寿日本一ウォーキングチャレンジスタンプラリー設置助成金（以下「助成金」という。）の支給を申請するに当たり、以下の内容について誓約・同意します。

- 1 申請要件を全て満たしています。
- 2 申請内容に虚偽や不正等が判明した場合は、助成金全額の返還に応じます。
- 3 申請内容に疑義があった場合に、やまがた健康フェア実行委員会（以下「委員会」という。）が関係者に対して本申請の内容について調査することに同意します。
- 4 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、委員会が補正することに同意します。
- 5 申請内容の不備が、委員会が指定する期限までに解消しなかった場合は、委員会が当該申請は取り下げられたものとみなすことについて同意します。
- 6 支給の交付の決定後、申請等の不備による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により、委員会が指定する期限までに当該不備を解消しなかった場合は、申請者は助成金の支給を受けることを辞退したものとみなし、当該支給の交付の決定を取り消すことに同意します。
- 7 申請者が次のいずれにも該当せず、かつ、将来においても該当しません。
  - (1) 役員等（法人の役員、対象施設の長その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるもの
  - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
  - (3) 役員等が自己、当該法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
  - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

誓約・同意日	令和	年	月	日
--------	----	---	---	---

やまがた健康フェア実行委員長 殿

申請者	市町村又は 団代の名称	
	代表者の役職 名・氏名	